

（紹介手数料の返金制度）

求職者の入職日以後、次に記載する期間内に、求職者と求人者らの雇用契約の終了（以下、「契約終了」という）が生じた場合、紹介元は前条に基づき支払われた紹介手数料を、下記のとおり、求人者に返金するものとする。但し、求人者の都合による労働条件の変更、労働基準法違反による紹介元からの退職申し入れなど、求人者の責に帰すべき事由による契約終了。及び、求職者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他、紹介元の免責が相当を認められる事由の場合はこの限りでない。

尚、紹介手数料の返金は、契約終了日から30日以内に求人者が紹介元に書面により報告し、契約終了に関する事実関係（契約終了理由を含む）を紹介元が確認できた場合に限る。

- （１）入職日以後15日未満で契約終了した場合90％
- （２）入職日以後16日以降30日未満で契約終了した場合75％
- （３）入職日以後31日以降60日未満で契約終了した場合60％

住 所 大阪府岸和田市上野町西12-30 3F

社 名 株式会社 L i e n

職業紹介許可番号 27-ユ-303057